

報告事項

令和3年度事業報告について

我が国経済は、近年、円高の進行、景気の低迷が続く中、木材需要の減少や木材価格の低迷等から、林業・木材産業は、深刻な状況におかれてきたが、平成25年以降、経済の立て直しを第一義に掲げる安倍政権のもとでの積極的な財政措置や大胆な金融緩和対策などいわゆるアベノミクスにより、長年にわたり続いた円高から脱却し円安へ移行するとともに、景気は、緩やかな回復基調が続き、このような状況のもとで、国産材の生産が徐々に拡大し、自給率も上がってきているところである。

しかしながら、林業・木材産業の経営基盤はまだ脆弱であり、担い手である山村は、過疎化、高齢化が進むとともに、令和2年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国経済に危機的な影響を及ぼし、林業・木材産業にも深刻な影響が及んでいる。

このような状況から、森林・林業の再生に向けて、提言・要請活動を積極的に展開した。

I 一般事業の概要

(1) 令和4年度予算（案）等の編成に当たっては、① 林業の成長産業化と国土強靱化に向けた森林整備・治山対策の拡充強化、② 「緑の人づくり」による林業従事者の育成・確保と山村地域における事業・雇用の創出、③ 中高層・非住宅建築物等への木材利用の促進など木材の利用拡大、④ 新技術を活用した林業イノベーションの推進と魅力ある林業の創出、⑤ 森林空間の活用の促進とワーケーションなどの新たな産業の創出、の課題を掲げ、積極的な提言・要請活動を行った。

特に、近年、地球温暖化の影響等により局地的豪雨が増加し、災害が頻発しており、国民の暮らしを支え、山村の存立基盤となる林業の振興、緑の国土強靱化に向けた山地災害防止や災害に強い森づくりなどを推進するための林野公共事業の予算確保が不可欠であり、自民党国会議員の「森林整備・治山事業促進議員連盟」においても「緊急決起大会」が開催され、多くの林業関係者が参加した。

その結果、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算に関しては、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の実現のため、①林野公共関係予算について目標としていた2600億円を大きく上回る予算、②新技術の導入による伐採・造林の省力化といった「新しい林業」の推進に向けた対策、③木材産業の競争力強化や木材利用促進法改正を踏まえた木材利用の促進対策など、新たな「森林・林業基本計画」の実現に向け、足がかりとなる予算となった。

(2) 林業税制については、山林所得にかかる森林計画特別控除2年延長税の特例措置の延長ほかの措置を要望し、措置された。

(3) TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）について、2021年10月現在で、日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの8カ国間で発効しており、残り3カ国（ブルネイ、チリ、マレーシア）については、それぞれの国が国内法上の手続きを完了の上、順次発効する。

一方、TPPを離脱したアメリカとは、2019年10月に日米貿易協定の署名が行われた。

また日EU・EPAについては、2019年2月に発効した。（イギリスについては、EU離脱に伴い、2021年から日英EPAが発効）

このほか、中国等でTPPへの加入の動きがある。

当然、これらは、林業・木材産業も大きな影響を受けることとなり、十分に対処していくことが必要となっている。

(4) 国有林野事業については、公益的機能の一層の発揮と技術的課題への先導的取組、民有林との一体的な施策展開等が図られるよう提言活動を行った。

また、水源林整備については、計画的な実施、森林整備法人による森林整備の円滑化により公益的機能を確保するよう提言活動を実施してきた。

このほか、予算要求時や予算の概算決定時など、節目節目で林業団体懇談会を開催して、林野庁からの説明、意見交換等を行ったほか、全会員に対して会報誌「日本林業」をメール配信するとともに、基金事業の「森林と林業」の配布先の拡充など、広報活動の推進に努めた。

II 会員の動向並びに総会及び役員会等

1 会員の動向

＜中央会員＞

6月29日 退会（解散） 一般社団法人ジョフカ

10月 1日 退会 一般社団法人日本森林技術協会

2 総会

2月22日（月）、三会堂ビルにおいて、第8回定時総会を開催し、次の議案について審議し、いずれも原案どおり承認決定された。

報告事項 令和2年度事業報告について

議案1号 令和2年度財務諸表について（令和2年度貸借対照表及び正味財産増減計算書について）

報告事項 令和2年度公益目的支出計画実施報告書について

報告事項 令和3年度事業計画及び収支予算書について

議案2号 令和3年度会費の賦課及び徴収方法について

議案3号 役員の改選について

3 監事会

新型コロナウイルスの感染拡大のため、令和2年度財務諸表及び公益目的支出計画実施報告書等については書面により監査を行うとともに、証拠書類については、2月1日に、代表監事が確認を行った。

4 理事会

（1）第1回理事会

2月3日（月）、赤坂インターシティカンファレンスにおいて開催し、第8回定時総会提出議案を審議し、原案どおり決定された。

（2）第2回理事会

12月16日（木）、三会堂ビルにおいて開催し、総会以降の会務報告、令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）、第9回定時総会を令和4年2月24日

(木) とすること等を議題として付議し、決定した。

Ⅲ 調査・提言及び諸会合等

1 調査・提言活動

令和3年度は、森林・林業の再生に向けて、政府・与党等に対し、予算措置を含めた各種対策の充実強化を強く要請するとともに、地震や台風災害等の早急な復旧・復興を訴えた。

特に、「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進議員連盟」と連携した活動を精力的に展開するとともに、林業・木材産業に対する配慮を訴えた。

政府・与党等に対する主な提言・要請活動等は次のとおりである。

(1) 4年度 森林・林業関係予算の要望

・ 3年10月24日 自民党 農林合同会議

(2) 4年度 林業税制改正の要望

・ 3年11月16日 自民党 農林合同会議

(3) 4年度 概算予算等のお礼

・ 3年12月23日 主要国会議員

2 諸会合

(1) 林業団体懇談会

○ 1月期 林団懇

中止

○ 6月期 林団懇

日時 6月23日（水）

場所 赤坂インターシティコンファレンス

○ 9月期 林団懇

日時 9月14日（火）

場所 オンライン

(2) 新年賀詞交換会

中止

3 広報活動等

(1) 情報提供等広報活動の展開

会員に対してホームページ、メール等による情報の伝達を行うとともに、特に、林団懇資料等を、ホームページ等を活用して提供するなど、情報提供に努めた。

また、会員向けに、協会報「日本林業」を、毎月メールにより発行・配信し、広く森林・林業・木材産業及び協会活動の普及に努めた。

IV 基金事業

1 調査・研究

第5次調査研究会については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、実施することができなかった。

2 公開講座

新型コロナウイルスの感染拡大のため、実施することができなかった。

3 普及・啓発

情報・広報月刊誌「森林と林業」を引き続き発行し、全国の都道府県、市町村、林業関係団体、森林管理局、林業関係大学や大学校に無償配付し、森林・林業・木材産業の現状と施策、研究情報等について普及・啓発を行った。

V 部会活動

1 林業・木材産業金融税制対策（金融税制部会長 池田直弥）

金融税制部会では、森林・林業・木材産業関係の税制及び金融制度の改善のため、関係団体とともに政策要望をとりまとめて、林野庁をはじめとして関係方面

への働きかけを行った。

(1) 金融税制部に所属する団体の連名で、「令和4年度林業・木材産業関係税制及び金融についての要望」を取りまとめ、令和3年6月25日に林野庁林政部長宛に同要望書を提出した。

(2) 11月には、日本林業協会、全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、日本林業経営者協会などの林業・木材産業関連10団体で「令和4年度 林業・木材産業関係税制改正要望」を取りまとめ、11月の中旬にかけて自由民主党、公明党に提出の上、要請活動を実施した。また、立憲民主党農林水産部会、国民民主党税制調査会においても同様の要請を行った。

令和3年11月16日に自由民主党農林・食料戦略調査会、農林部会等合同会議に提出した日本林業協会等の要望項目は次のとおりである。

- ① 山林所得に係る森林計画特別控除の延長
- ② 森林組合等の合併に係る課税の特例措置の延長
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
- ④ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の所要の措置の新設
- ⑤ 食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置の新設

(3) 税制改正作業では、今回もこれまで同様に合理性、有効性、相当性の観点から厳しい見直しが行われており、与党の関係部会等が関係団体から要望事項を聞き取り、この中から重点項目を選択し、各省要望事項も踏まえて、与党の税制調査会で審議が行われた。

最終的には、林業・木材産業関連団体が提出した「要望」に応える形で、12月10日に自由民主党及び公明党連名の「令和4年度税制改正大綱」が取りまとめられ、12月24日には、与党の「令和4年度税制改正大綱」と基本的に同じ内容が記載された「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定された。林業、木材産業関係の改正事項は次のとおりである。

- 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用対象から出資を有しない組合のみで行う合併を除外した上、その適用期限を3年延長する。（法人税）
- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を1年延長する。（印紙税）
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物等については35%）の割増償却ができる措置を講ずる。（所得税・法人税）
- みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、同法の環境負荷低減に係る計画の認定を受けた農林漁業者が、一定の機械装置、建物等の取得等をして、環境負荷低減に係る活動の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる措置等を講ずる。（所得税・法人税）
- バイオ燃料製造事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除等）について、木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等が取得するものに限定した上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）

2 林業労働力対策（林業労働部会長 飛山 龍一）

林業労働力対策部会においては、部会構成団体の意見を集約し、林野庁及び厚生労働省への要請を行いつつ、各団体が担当する事業、制度を実行、運営した。

主要事項の概要は、以下のとおり。

（1）林業に係る技能検定制度構築に向けた取組

林業従事者の技能向上、就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的として、平成31年4月に主要林業7団体（日本林業協会、日本造林協会、全国森林組合連合会等）を構成員とする林業技能向上センター（事務局：

全国森林組合連合会)が設立された。技能検定制度の創設に向けて、令和3年度は、全国5ヵ所(予定を含む)で技能評価試験(林野庁補助事業)を実施するとともに、主管官庁である厚生労働省と協議を進めている。

(2) 「緑の雇用」事業の実施

「緑の雇用」事業は、全国森林組合連合会が実施。令和2年度は新規就業者(約811名)を中心とした研修生に対し、林業に必要な安全講習等の資格取得に加え、森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者(フォレストワーカー)の育成(3年間)のための集合研修及び実地研修を実施した(平成15年度~令和2年度の研修修了者数は、累計約20,571名)。また、安全かつ効率的作業を指導する現場技能者である現場管理責任者(フォレストリーダー)、総括現場責任者(フォレストマネージャー)を育成するための集合研修を実施した。

併せて、実地研修における労働災害を防止するため、研修現場での安全巡回指導を約2,800回/年間を実施した。

(3) 林業労働安全推進対策

27年度にスタートした林業労働安全推進対策(林野庁補助事業)は、全国素材生産業協同組合連合会が実施。令和3年度は労働安全衛生コンサルタントの資格を有する専門家が、約150の林業事業体の安全診断を行った。

(4) 労災保険関係

労災保険関係については、労災保険料は令和3年4月に改訂予定だったが、社会全体の厳しい情勢を踏まえて改定が見送られている。

30年4月から適用されている労災保険料率は、次のとおり。

- ・ 林業 : 千分の60→千分の60(据え置き)
- ・ 木材・木製品製造業 : 千分の14→千分の14(据え置き)

(5) 林業退職金共済(林退共)制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営している林退共制度は、林業労働者の福祉の増進を図る上で重要な柱であり、同機構と連携して積極的に加入促進に取り組んだ。

令和2年11月末現在の共済契約者数は3,251所(前年同期比▲12所)、被共済者数は38,847人(前年同期比▲217人)となった。

林業退職金共済事業本部は、令和2年11月に累積欠損金解消計画を策定し、積極的な加入促進、業務費用の削減、健全な資産運用に努めている。

3 森林の水資源対策（水資源部会長 津元頼光）

（1）政策要望活動

林野公共事業（治山事業・林道事業）予算の確保拡充に関する要望活動の一環として、11月16日に治山事業・林道事業の推進団体である（一社）日本治山治水協会、（一社）全国森林土木建設業協会、（一社）日本林業土木連合協会の3団体で、関係国会議員、林野庁、財務省に対し要望を行うほか、11月24日に関係国会議員・関係林業団体・林野庁幹部が出席する中で「2021治山・林道のつどい」を開催し林野公共事業の拡充に関する決議を行うなど、事前防災・減災のための予防的な治山対策や、水土保持機能の低下した森林の整備、災害に強い森林づくりの推進など「緑の国土強靱化」の推進に取り組んだ。

（2）第45回「水の週間」への対応

毎年8月に行われる「水の週間」中央行事については、本年も昨年に引き続き対面行事は中止となったことから、「森林の働きとおいしい水」と題し動画を作成し、水の週間のホームページ上で公開しPRに努めた。

4 木材需要対策（木材需要拡大部会長 本郷浩二）

（1）令和3年の住宅着工は、コロナ禍で対前年10%の減少となった令和2年に比べて若干の改善が見られ、総戸数で85万6千戸、木造住宅は50万2千戸といずれも前年比で105.0%、104.8%という実績となった。

令和4年に向けては、令和3年度の異例の大型補正予算措置及び令和4年度の史上最高額の当初予算による景気対策等が措置されており、コロナ感染症拡大下にあるものの、景気の回復に連動した住宅着工の回復が図られると見通されている。

中・長期的には住宅需要が落ち込んでいくと予想される中、引き続き非住宅分野への木材利用拡大や輸出への取り組み等の新たな木材需要拡大対策に一層取り組んでいくことが必要な状況となっている。

（2）令和3年の木材需要部会は、次のような活動を実施した。

第一として、令和元年5月に設立された「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会」は、同年4月に設立された「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」に対して、令和3年2月及び5月に開催された議員連盟の第1回及び第2回総会です承された議員提出法案の「木材利用促進法改正案」の早期成立について要望した結果、衆議院での議決を経て6月11日の参議院本会議において全会一致で法案が可決成立した。

これを受けて開催された第3回の議員連盟総会（6月14日）において、協議会の前田会長からお礼の挨拶を行った。続いて、同年7月に協議会主催の法律説明会を開催するとともに、10月8日には、10月1日の法律施行を記念した講演会・シンポジウムを開催し、会場参加270名、WEB視聴530名の参加を得て盛大に実施した。因みに10月8日は第1回の「木材利用促進の日」であり、当該イベントを契機に木材利用による森林整備の促進や森林資源の循環利用システムの国民運動としての浸透・普及並びに木材利用と森林循環システムの大切さの周知に向けた活動に取り組むこととした。

第二として、非住宅分野での木材利用拡大等国内木材産業振興対策に関する予算の確保等に積極的に取り組んだ。こうした取り組みの結果、今後の製材品需要の拡大に欠くことのできない非住宅建築物へのJAS製材品の普及促進のための予算措置等が前年度に続き、令和3年度の補正予算及び令和4年度の当初予算にも引き続き盛り込まれた。

第三として、国土交通省等関係省庁に要請を行ってきた非住宅分野への木材利用促進策に関連して、内装等への木材の利用制限及び耐火建築物の規定の緩和に係る改正建築基準法の更なる活用により、木造化・木質化に関する設計・施工が機動的・弾力的に進められ、着実に実績の増加につながる事となった。

第四として、新たな国産材利用拡大対策構築に向けた具体的な取り組みとして、平成30年10月に設立された「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」が認定する「日本の森林を守るため共に行動する企業」が昨年12月に73社に増加するとともに、国産材をふんだんに使用した住宅を建築してきた工務店のグループからの要望に基づき、新たに令和3年10月に『国産材の家認定制度』を創設し、趣旨の周知等が進められた。

第五として、木材利用拡大へ向けた国民支援の体制の構築に向けて、都道府県による木材利用促進条例制定を引き続き働きかけた。この結果、新たに宮崎県（R3. 3. 17）、三重県（R3. 3. 24）、愛知県（R3. 10. 15）において条例が制定された。

※ 京都府（25番目）も準備中。

また、日本経済同友会や経団連等の経済団体及び全国知事会に設置された「国産木材活用P T」に加え、全国市長会・全国町村会や各議会議長会並びに令和3年4月に設立された「日本木造分譲住宅協会」等との情報交換や連携を進めるなど、経済界や地方自治体、企業・団体の動きを踏まえた横の連携活動にも引き続き取り組んだ。

なお、昨年3月頃から顕著となった木材不足の状況に対処するため、木材加工流通施設への助成やリース施設への利子助成に加え、林野庁主催の需給情報連絡協議会への県木連の参画などの支援策を林野庁と連携して進めた。

VI 政策推進のための諸活動

森林の整備、林業・木材産業及び山村の振興に関する施策を推進するため、本協会に事務局を設置し、「森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国協議会」、「林産物貿易対策全国協議会」、「中央林業団体緑の募金協力会」、「国有林野事業推進協議会」の4団体が活動した。

1 森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国協議会

45都道府県の林活地方議連（都道府県議員1,866名及び市町村422）の参加により構成している。

令和3年度定時総会は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、中止し書面開催とならざるを得なかったが、「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する提言」の採択を行うとともに、会長が「森林と林業」に記事を掲載するなどの活動を行った。

このほか、11月の役員会においては、農林水産大臣、林野庁長官、主要国会議員等に要請活動等を行った。

2 林産物貿易対策全国協議会

林産物貿易に関係する23団体（うち会員19団体）で構成している。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、総会は開催できなかったが、林野庁からの情報については、協議会会員と共有した。

3 中央林業団体緑の募金協力会

緑の募金への協力を行う中央林業団体13団体で構成している。

1月24日及び8月31日に「緑の募金協力会代表世話人会」を砂防会館で開催し、募金活動への協力に取り組んだ。

4 国有林野事業推進協議会

国有林野事業に密接な関係を有する15団体で構成している。

新型コロナウイルスの感染拡大のため、総会等を開催することができなかった、なお、国有林野事業の一般会計化から既に9年が経過し、協議会の今後にあり方について、次回の総会までに検討することとしている。